

公立大学法人宮崎県立看護大学役員報酬規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 50 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下「理事長等」という。）については、基本給、通勤手当及び賞与とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤理事等」という。）については、役員手当及び通勤手当とする。

2 前項の規定に関わらず、公立大学法人宮崎県立看護大学職員の給与に関する規程（平成 29 年規程第 66 号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する役員については、役員の報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第 3 条 理事長等の報酬（賞与を除く。）の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤理事等の報酬は、その月分を翌月の末日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(理事長等の基本給)

第 4 条 理事長等の基本給月額、次に定める額の範囲内で、理事会の議を経て理事長が定める額とし、その支給については給与規程の適用を受ける職員の例による。

(1) 理事長及び副理事長 829,000 円以下

(2) 常勤の理事 552,300 円以下

(理事長等の通勤手当)

第 5 条 理事長等の通勤手当の額及び支給に関しては、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(副理事長及び常勤の理事の特例)

第 6 条 副理事長及び常勤の理事については、給与規程に準じて通勤手当以外の手当を支給することができる。ただし、副理事長については、給与規程第 7 条から第 11 条まで、第 14 条及び第 15 条の規定に定める手当は支給しない。

(賞与)

第 7 条 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤の理事長等に対して支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した常勤の理事長等についても同様とする。

2 賞与の額については、給与規程に定める職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を基準として理事長が定めるものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、賞与の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の期末

手当及び勤勉手当の支給の例による。

(非常勤理事等の役員手当)

第8条 非常勤理事等の役員手当は次のとおりとする。

理事 日額 25,000 円

監事 日額 25,000 円

(非常勤理事等の通勤手当)

第9条 非常勤理事等の通勤手当は費用弁償とし、その額及び支給に関しては、公立大学法人宮崎県立看護大学職員旅費規程（平成29年規程第109号）の適用を受ける職員の例による。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。